

新潟市職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年1月20日

新潟市人事委員会委員長 平石直樹

新潟市人事委員会規則第5号

新潟市職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

新潟市職員の初任給調整手当に関する規則（平成19年新潟市人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

第1条中「17号」の次に「。以下「教育職員給与条例」という。」を加える。

第6条中「別表」を「別表第1」に改める。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条を第9条とする。

第7条中「前条第1項」を「第6条第1項」に改め、同条を第8条とし、第6条の次に次の見出し及び1条を加える。

（条例附則第33項等の規定の適用を受ける職員の支給期間及び支給額）

第7条 条例附則第33項又は教育職員給与条例附則第22項の規定の適用を受ける職員に対する第6条の規定の適用については、当分の間、同条中「別表第1」とあるのは、「別表第2」とする。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第7条関係）

職員の区分 期間の区分	2項職員
	円
1年未満	24,500
1年以上2年未満	24,500
2年以上3年未満	24,500

3年以上4年未満	24,500
4年以上5年未満	24,500
5年以上6年未満	21,700
6年以上7年未満	18,900
7年以上8年未満	16,100
8年以上9年未満	13,300
9年以上10年未満	10,500
10年以上11年未満	8,750
11年以上12年未満	7,000
12年以上13年未満	5,250
13年以上14年未満	3,500
14年以上15年未満	1,750

備考

- 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日以後の期間を示す。
- 2 この表において「2項職員」とは第2条第2項の職を占める職員をいう。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。